(4) 介護休暇

勤務時間条例

第11条

介護休暇とは，職員が，負傷，疾病又は老齢により２週間以上日常生活を営むのに支障がある者で，次に掲げる者(以下「要介護者」という)を介護する場合に取得できる休暇である。

ア　要介護者の範囲

勤務時間規則

第13条

(ｱ) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)

(ｲ) １親等の親族

(ｳ) ２親等の親族（祖父母，孫及び兄弟姉妹以外は同居している者）

(ｴ) 配偶者の父母の配偶者であって職員と同居している者

配偶者

* □は同居が条件

配偶者

配偶者

配偶者

イ　介護休暇の期間

　　　要介護者ごとに，介護を必要とする一の継続する状態について，３回を超えず，通算する６月の期間内で必要と認められる期間とする。

ウ　取得の単位

１日又は１時間単位とし，１時間単位で取得する場合は，１日に付き４時間以内とし，勤務時間の開始又は終了時刻に連続する時間であること。

* １時間を単位とする休暇の時間帯については，別段の定めにより，休憩時間の開始又は終了時刻に連続した時間帯も取得することができる。

エ　給与上の扱い

勤務時間条例

第11条\_2

(ｱ) 給料及び給料の調整額

祝日法の休日等及び年末年始の休日を除き，勤務しない１時間につき，１時間あたりの給与額（※１）を減額する。なお，月の全日を勤務しない場合，又は給料を減額した結果，支給額がマイナスになる場合においては，給料及び給料の調整額は支給しない。

※１　１時間あたりの給与額＝

給与条例

第16条

　　　　　　(給料月額+月額で支払われる手当)×12

１週間あたりの勤務時間×52－人事委員会規則で定める時間

※２　休暇取得により無給又は給与が減額された場合，共済組合から

休業手当金（標準報酬日額の67％，上限あり）が給付される。

　(ｲ) 期末手当

　　　減額しない手当額を支給する。

(ｳ) 勤勉手当

　　　介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から，週休日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除いた日が30日を超える場合には，その勤務しなかった全期間を期間率から除算する。

(ｴ) 退職手当

　　　介護休暇期間については，除算しないで全期間支給する。

(ｵ) その他

　　　その他の手当の取扱いについては，以下の表を参照のこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手　　当 | 取扱 | 備　　　考 |
| 管理職手当 | 減額しない | 月の全日勤務がない場合は支給しない |
| 通勤手当 | 月の全日勤務がない場合は支給しない |
| 初任給調整手当 |  |
| 扶養手当 |  |
| 住居手当 |  |
| 単身赴任手当 |  |
| 特地勤務手当 |  |
| 寒冷地手当 |  |
| 義務教育等教員特別手当 |  |
| 特殊勤務手当 | 支給しない | 実績がある場合は支給する |
| 時間外勤務手当 |
| 休日勤務手当 |
| 夜間勤務手当 |
| 宿日直手当 |
| 管理職特別勤務手当 |
| 災害派遣手当 |

オ　休暇の手続き

H17.4.1(県教委)

介護休暇の取扱いについて

(ｱ) 職員は，介護休暇の承認を受けようとするときは，あらかじめ介護休暇承認請求書により請求しなければならない。

職員から介護休暇の承認請求があった場合において，当該請求に係る期間のうちに当該請求のあった日から起算して１週間を経過する日（１週間経過日）後の期間が含まれているときにおける当該期間については，所属長は，１週間経過日までに承認するかどうかを決定することができるものとする。なお，所属長は１週間経過日以前の期間のみにかかる承認を決定したときは，介護休暇承認請求書の備考欄にその旨を記入するとともに，別途１週間経過日後の期間を「請求の期間」欄に記入し，当該期間にかかる承認の可否の決定について記入するものとする。

(ｲ) 提出書類

ａ　介護休暇承認請求書

ｂ　診断書

ｃ　住民票の記載事項証明（市町長の証明）

(ｳ) 介護休暇の再度申請について

一の介護休暇等が終了した後，同一の要介護者，要看護者（以下「要介護者等」という）について，同一種類に属する事由により再度の介護休暇等の申請がなされた場合で，次のいずれにも該当する場合は，当該要介護者等に関する「一の継続する状態」は中断されたものと推定する。

ａ　要介護者等に係る医師の治癒又は回復証明があること。

ただし，同一の要介護者等に係る再度の申請が，前回の介護休暇等の終了日（同一の要介護者について，介護休暇の取得者がほかにいる場合は，その者の取得期間を含めた介護休暇等の終了日）から１年以上を経過してなされる場合は，医師の治癒又は回復証明は，特に求めないものとする。

ｂ　再度の介護休暇等の申請が，前回の介護休暇等の終了日（上記証明書に記載された要介護者等の回復，又は治癒の日が上記終了日より遅い場合は当該期日）から１か月以上を経過してなされること。

カ　代替措置

(ｱ) 代替措置対象職員

教育職員（事務職員・栄養職員も含む）

(ｲ) 代替期間

介護休暇の日数が引き続き25日以上にわたる場合には，代替講師を派遣する（校長の申請）。

キ　出勤簿の取扱い

出勤簿は「介休」と記入する。

(5) 介護時間

介護時間とは，負傷，疾病又は老齢により２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者で，次に掲げる者(以下「要介護者」という)を介護する場合に取得できる。

勤務時間条例

第11条の2

ア　要介護者の範囲

介護休暇と同じ

イ　介護時間の期間

要介護者ごとに，介護を必要とする一の継続する状態について，連続する３年の期間（当該要介護者に係る介護休暇における「指定期間」と重複する期間を除く。）内において，１日につき２時間（育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については，当該２時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内で必要と認められる時間とする。

勤務時間規則

第13条の2

ウ　取得の単位

30分単位とし，勤務時間の開始又は終了時刻に連続する時間であること

エ　給与上の扱い

育児部分休業と同じ

オ　休暇の手続き

職員は，介護時間の承認を受けようとするときは，あらかじめ介護時間承認請求書により請求しなければならない。

(6) 講師等の休暇

H31.3.6（県教委）

育児休業を取得する教職員の代替講師として任期付職員を採用することについて

R4.10.1改正

ア　任期付職員

※　育児休業を取得する教職員の代替の教職員

(ｱ) 年次有給休暇,特別休暇,病気休暇,介護休暇,介護時間

付与の方法及び日数は正規職員に準ずる。

(ｲ) 育児休業・育児短時間勤務

育休条例

第2,10,22条

取得できない。（ただし，育児部分休業は取得可能。）

イ　臨時的任用講師（※欠員・休職・産休・病休・体育実技補助等の補充）

(ｱ) 年次有給休暇

H6.8.1（県教委）

臨時的任用講師等の年次有給休暇の取扱いについて

R2.4.1改正

ａ　通年講師（４月１日から３月31日までの期間を予定して任用される臨時的任用講師（臨時的任用事務職員，栄養職員，養護助教諭を含む））

付与の方法及び日数は正規職員に準ずる。

ｂ　非通年講師（通年以外を予定して任用される臨時的任用講師（臨時的任用事務職員，栄養職員，養護助教諭を含む））

(a) 暦年方式ではなく任用期間の月数に応じて付与する。

※任用月数：１月未満の端数は１月とする。

【月の途中での採用，終了の場合の例】

9/20　　　　　　　　　　　　2/20　　　　　　2/25

　　　　・―――――――――――――・―――――――・

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 任用月数（月） | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ | 10 | 11 | 12 |
| 休暇日数(日) | ２ | ３ | ５ | ７ | ８ | 10 | 12 | 13 | 15 | 17 | 18 | 20 |

　　　　├――――――５月―――――┼―― １月 ――┤

(b) 非通年講師としての任用期間が終了し，その翌日から引き続き非通年講師として再度任用された場合の任用期間は，更新前の任用期間を通算した期間とする。

(c) 更新後の任用期間に係るその者の年次有給休暇の日数は，その者の更新前の任用月数に応じて与えられた日数を差し引いた日数とする。

(d) 更新前の任用月数に応じて与えられた日数に未使用の日数がある場合には，その日数を更新後に使用できる。

(e) 任用の切替え（任用の身分に異動が生じること）が行われた場合（任用が引き続いている場合に限る。）の年次有給休暇の繰越し等の取扱いは,次の表のとおりである。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 切替え前 | 切替え後 | 切替え日及び取扱い | | | | | |
| ４月１日 | | １月１日 | | その他 | |
| 繰越し | 新規付与 | 繰越し | 新規付与 | 繰越し | 新規付与 |
| 正規・再任用 | 通年講師 | ○(※) | × | － | － | － | － |
| 非通年講師 | ○ | × | － | － | － | － |
| 育休代替講師 | ○(※) | × | － | － | － | － |
| 通年講師 | 正規・再任用 | ○ | ○ | － | － | － | － |
| 非通年講師 | ○ | × | － | － | － | － |
| 育休代替講師 | ○(※) | × | ○ | ○ | ○(※) | × |
| 非通年講師 | 正規・再任用 | ○ | ○ | － | － | － | － |
| 通年講師 | ○ | ○ | － | － | － | － |
| 育休代替講師 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 育休代替講師 | 正規・再任用 | ○ | ○ | － | － | － | － |
| 通年講師 | ○(※) | × | ○ | ○ | ○(※) | × |
| 非通年講師 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × |

注１　繰越し欄の「○」は，(※)のあるものは残日数をそのまま使用できることを示し，(※)がないものは20日を限度に繰り越すことを示す。

注２　非通年講師で，前年度の１月に正規・再任用，通年講師又は育休代替講師であったため20日の新規付与を受けた者が，４月以降継続して任用された場合（更新を含む。），前述(a)(b)(c)(d)は適用しない。

注３　注２の場合において，４月以降継続して９か月を超える任用（更新を含む。）が行われた場合は，１月１日に20日を限度に繰り越しを行った上で，残りの任用期間（当該年度内の残りの期間に再度継続した任用が行われた場合を含む。）について，前述(a)(b)(c)(d)を適用する。

(ｲ) 特別休暇

特別休暇の種類及び付与日数は，通年講師，非通年講師の区分に関わらず正規職員の例による。

H18.6.30（県教委）

臨時的任用職員の休暇等の取扱いについて

R2.4.1改正

(ｳ) 介護休暇及び介護時間

通年講師，非通年講師の区分に関わらず正規職員の例による。ただし要介護者ごとに，介護を必要とする一の継続する状態について，３回を超えず，通算する93日以内で必要と認められる期間とする。

(ｴ) 病気休暇

通年講師，非通年講師の区分に関わらず正規職員の例による。ただし休暇取得開始後,最初の７日は有給,８日目以後は無給となる。

ウ　再任用短時間職員

(ｱ) 年次有給休暇

定年退職時の残日数が引き継がれる。ただし，週当たりの勤務日数により，以下のようになる。

|  |
| --- |
| 【年休1日単位への換算時間】  ○週３日勤務者　６時間27分  ○週４日勤務者　４時間51分  ○週５日勤務者　３時間53分 |

ａ　残日数の引き継ぎの例（今年取得可能な年休の時間）

例　34日２時間15分　の場合（日数のみ換算，時間はそのまま）

○週３日勤務者 ６時間27分×34＋２時間15分

○週４日勤務者 ４時間51分×34＋２時間15分

○週５日勤務者 ３時間53分×34＋２時間15分

ｂ　年休取得時の換算例

勤務時間規則

第6条\_4,6,7,8

例　週３日勤務者が７:45勤務日に１日年休を取った場合

→１日（６:27）＋１時間18分の取得

例　週４日勤務者が７:45勤務日に１日年休を取った場合

→１日（４:51）＋２時間55分の取得

例　週５日勤務者が３:53勤務日に１日年休を取った場合

→１日（３:53）

ｃ　年休の付与単位

１日又は半日※又は時間

ｄ　翌年への年休の繰越しについて

勤務時間規則

第7条

(a)１月１日付与日数（今年の勤務に対して与えられる日数）

週３日勤務：12日

週４日勤務：16日

週５日勤務：20日

(b)１月１日繰越し日数

週３日勤務：初年度20日　次年度以降12日

週４日勤務：初年度20日　次年度以降16日

週５日勤務：初年度20日　次年度以降20日

(ｲ) 特別休暇

ａ　付与日数及び付与単位は正規職員，フルタイム勤務職員に準ずる。

勤務時間規則の運用

第10,11

ｂ　次の特別休暇を特定休暇という。特定休暇は１日単位のほかに１時間単位での取得も可能であるため，使用した時間に応じて(a)～(d)のとおり換算する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【特定休暇】 | | |
| ・妊娠障害休暇 | ・出産補助休暇 | ・育児参加休暇 |
| ・家族看護休暇 | ・短期介護休暇 | ・ボランティア休暇 |

(a) １日に割り振られた勤務時間のすべてで使用した場合

→　1日として換算

(b) ※みなし平均勤務時間以上の使用（使用できる特定休暇の残りの期間が１日未満の場合を除く）

→　１日として換算

(c) ※みなし平均勤務時間に満たない時間を使用（1日に割振られた勤務時間のすべてで使用したときを除く。）

→　使用した時間

(d) 休暇の残りの期間が１日未満の場合

→　使用した時間

○特定休暇の残りの期間の算出を行う場合

1日単位から休暇時間を減ずるとき，1日をみなし平均勤務時間として扱う。

【※みなし平均勤務時間】

1週間あたりの勤務時間÷５で得た数の時間（１分未満端数切捨て）

→　週あたり19時間22分30秒勤務の場合，みなし平均勤務時間は　3時間52分

c　夏期休暇（元気回復）は，年休と同様に換算する。

d　特定休暇及び夏期休暇以外の特別休暇は，必要と認められる期間だけ取得ができるものか又は取得単位が１日単位なので，換算の必要はない。

１日単位の特休を取得した場合は，７時間45分勤務日であっても３時間52分30秒勤務日であっても１日とカウントする。

3 - 31の5

エ　非常勤講師（会計年度任用職員：時間給）

※　病休・介休・長期研修等の補充

県立学校に勤務する非常勤講師の身分取扱要項

第6条

1. 年次有給休暇

　ａ　年次有給休暇日数

週勤務日数が２日又は１日の非常勤講師については２か月間継続勤務し，全勤務日の８割以上の勤務を要する。

☆市町立学校非常勤講師にも準用される。

週勤務日が３日以上の非常勤講師が２月間継続勤務し，全勤務日の８割以上勤務した場合，継続勤務月数２月ごとに加算(通算６月を限度)される｡

付与単位は基本的に１日とする。ただし，職務に支障がないと認めるときは時間単位も可。

3 - 30

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 勤務実績 |  | 任用時 | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 |
| 週勤務日数 | |  |
| １日 | | | － | ２日 | ２日 | ２日 | ２日 | ２日 |
| ２日 | | | － | ２日 | ２日 | ２日 | ２日 | ３日 |
| ３日 | | | １日 | ２日 | ２日 | ４日 | ４日 | ５日 |
| ４日 | | | １日 | ３日 | ３日 | ５日 | ５日 | ７日 |
| ５日以上 | | | ２日 | ４日 | ４日 | ７日 | ７日 | 10日 |

【例】週勤務日数５日以上の場合

　4/1任用　　6/1　　　　8/1　　　10/1　　　12/1　　　2/1　　3/24退職

　　・――――・――――・――――・――――・――――・――――・

　　├――――┼――――┼――――┼――――┼――――┼――――┤

２日

付与

２日

加算

加算

なし

３日

加算

３日

加算

加算

なし

ｂ　１日分への換算方法

県立学校に勤務する非常勤講師が時間単位年休を取得した場合の１日分への換算方法について

非常勤講師が時間単位で年次有給休暇を取得した場合の１日分の年次有給休暇に相当する時間は，実際に担当する一週間の授業の時間数を週の所定勤務日数で除して得た時間とする。端数が生じた場合は，時間単位に切り上げて適用する。

【例】月曜日２時間，水曜日３時間，金曜日１時間，計週３日６時間の場合

（２時間＋３時間＋１時間）÷週３日＝２時間

この例では，時間単位で２時間の年次有給休暇を取得することにより，１日分の年次有給休暇を取得したことになる。ただし、水曜日（３時間勤務）に１日単位で年次有給休暇を取得した場合には，１日分の年次有給休暇を取得したことになり，３時間（1.5日分）の年次有給休暇を取得したことになるわけではない。

(ｲ) 有給の特別休暇

県立学校に勤務する非常勤講師の身分取扱要項

第7条

別表第3

3 - 30の2

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　類 | 期　　　間 | 備　　　考 |
| 親族の死亡 | 別表１参照 | 遠隔地に赴く場合  往復日数加算 |
| 公民権行使 | 必要と認められる期間 | 遠隔地に赴く場合  往復日数加算 |
| 産前産後 | 産前６週間(多胎14週)  産後８週間以内 |  |
| 感染症による交通制限・遮断 | 必要と認められる期間 |  |
| 非常災害交通遮断 | 必要と認められる期間 |  |
| 交通機関の事故等出勤困難 | 必要と認められる期間 |  |
| 非常災害時の退勤途上危険回避 | 必要と認められる期間 |  |
| 婚姻 | 連続５日の範囲内の期間 |  |
| 出生サポート休暇 | ５日 | 週3日以上，6か月以上継続勤務であること |
| 出産補助休暇 | ３日(入院から出産日後2週間まで) | 週3日以上，6か月以上継続勤務であること |
| 男性の育児参加休暇 | ５日(産前8週間(多胎14週)から産後8週間以内) | 週3日以上，6か月以上継続勤務であること |

(ｳ) 無給の特別休暇

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　類 | 期　　　間 | 備　　　考 |
| 妊婦の通勤緩和 | 必要と認められる期間 |  |
| 妊娠中又は産後  保健指導健康診査 | 必要と認められる期間 |  |
| 妊娠障害 | 必要と認められる期間 |  |
| 生児の授乳等 | １日２回各30分以内 | 生後１年に達しない子を育てる女性であること |
| 生理休暇 | 必要と認められる期間 |  |
| 公務上の疾病負傷 | 必要と認められる期間 |  |
| 父母の祭日 | １日 | ※祭日とはいわゆる法事 |

　別表１　親族が死亡した場合

|  |  |
| --- | --- |
| 配偶者が死亡した場合 | ５日 |
| 血族１親等又は生計を一にする姻族１親等の親族が死亡した場合 | ４日 |
| 生計を異にする姻族１親等の親族のうち  ・父母の配偶者が死亡した場合  ・配偶者の父母が死亡した場合  ・配偶者の子又は子の配偶者が死亡した場合 | ２日  ３日  １日 |
| 血族２親等又は生計を一にする姻族２親等の親族のうち  ・祖父母又は兄弟姉妹が死亡した場合  ・孫が死亡した場合  ・祖父母の配偶者，配偶者の祖父母，兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹が死亡した場合 | ２日  １日  ２日 |
| 血族のおじ・おば，又は生計を一にする，血族のおじ・おばの配偶者もしくは配偶者の血族のおじ・おばが死亡した場合 | １日 |

3 - 30の3